

# 令和元年第10回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

## 1 開会及び閉会に関する事項

令和元年7月11日 午後3時開会  
午後4時5分閉会

## 2 出席者及び欠席委員の氏名

### (1) 出席者

教育長 平敷 昭人	委 員 玉城 きみ子	委 員 松本 廣嗣
委 員 照屋 尚子	委 員 上原 勝晴	委 員 山里 清

### (2) 欠席委員

なし

## 3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	儀間 秀樹	参	事	識名 敦
参 事	當間 正和	総務課	長	佐次田 薫
教育支援課長	横田 昭彦	施設課	長	賀數 朝正
学校人事課長	屋宜 宣秀	県立学校教育課室長		大城 政之
義務教育課長	宇江城 詮	保健体育課管理班長		稲嶺 盛之
生涯学習振興課長	山城 英昭	文化財課長		濱口 寿夫

## 4 議事関係

### (1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

### (2) 議事日程の決定

議事日程は会議資料記載の日程案のとすることが決定された。

### (3) 令和元年第9回議事録の承認

全会一致で、令和元年第9回議事録を承認した。

### (4) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、松本委員を議事録署名人に指名した。

### (5) 報告事項

報告事項1 令和元年第4回沖縄県議会（6月定例会）における質問・答弁等概要報告

#### 【説明（総務課長）】

資料に基づき、令和元年第4回沖縄県議会（6月定例会）における質問・答弁等概要報告について報告を行った。

## 【質疑等】

- 玉城委員 項目 28「不登校の要因と対策について」です。先月 7 月 3 日の沖縄タイムスで、『文科省が不登校の要因分析のために児童生徒から直接聞き取りを行うことを含めた詳細な調査を検討する考えを示した』という記事を拝見いたしました。どの子も不登校になる可能性があり、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じた支援を行うことの趣旨が周知されていないという指摘等があり、そこで、教職員や保護者といった大人の理解を深める対策が必要だということが書かれていました。本県におきましても不登校の要因は様々で、複合的に絡み合っていて一人一人異なるだけにアセスメントすることで個に応じた支援を行っているにも関わらず、不登校は減らず、むしろ増加傾向にあるということ。もう 1 点は、生徒指導体制の充実や関係機関の連携を図るなどで確実に効果が上がっているものの、不登校児童生徒数は 1000 人に対して全国平均は 14.7 人、本県は 17.3 人と高い傾向があります。全国的にも不登校が増えているわけですが、このようなことから、未然防止を含めその対策の根本に、日常的に関わっている保護者や担任等、私たち大人が本当に子どもの内なる声に耳を傾けていくかどうか、子どもに寄り添うとはどういうことなのか、という不登校に対する基本的な物の見方や考え方、関わり方について今一度振り返ることは大事ではないかと感じているところです。私たち大人自身の意識の変革が求められていると思うのですが、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。
- 義務教育課長 委員のおっしゃる不登校については、沖縄県は 17.3 人と全国と比べると高い状況となっております。不登校には様々な要因が考えられ、文科省の考え方としては、無理に学校に登校させるという対策ではなく、子供たちの心理的なケアも含めて取り組むということになっています。県教育委員会としましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しています。スクールソーシャルワーカーについては、家庭の方に問題がある場合、または保護者が厳しい状況にある場合について、関係機関に繋げるという形で対応することによって、子供が学校にでてくるということで成果もあげているところです。小中アシスト相談員といって、地域の方をアシスト相談員に任命しまして、それを活用して、子供たちへの対応を図りながら、生徒指導対策の充実も図っている。そういう対策を重ねて対応しているところでございます。
- 玉城委員 それに対してですが、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー、小中アシスト相談員の方々の子供に接する時の基本的な考え方方がとても良くて効果をあげているわけですが、日々子供に関わっている親、そして日常的に関わっている担任や生徒指導の皆さんとの基本的な考え方を今一度振り返る時期にきていているのではないかということを申し上げたい。
- 義務教育課長 そうですね。いろいろな対応の仕方がございますし、様々な要因もありますので、それに対して配置されている相談員の方々と連携をとりながら、努力していくたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

○ 照屋委員 今の玉城委員の考えに同感します。今、不登校について広島で先進的に取り組まれているというテレビ報道等をよく見ます。不登校には、完全に学校に来ていない不登校と、保健室や相談室に登校している別室不登校、学校に来てはいるのだけれど学校がつまらなくてただいるだけの隠れ不登校というのがあると言っていました。不登校にも様々な要因があるとおっしゃっていましたけれども、長い時間学校にいますので、その周りにいる教師や保護者を含む大人一人人が児童生徒の理解者にならないと支援者にもなれないと思います。児童精神科医の佐々木正美先生が『理解者でないと支援者にはなれない』という言葉をおっしゃっていますけれど、その通りだと思います。広島でも、教室以外のサポートルームのような一人一人に合った学習を保障してあげるというスペースが設けられて、先進的な取組みがされているという報道もされていました。こういった取組みも参考にされて、沖縄でも是非、一人でも多くの子どもが学校に来て、学校が楽しいとか学習が楽しい、友達と関わって楽しいと思えるような学校生活になってくれたらいいと思うので、どうぞよろしくお願ひします。

○ 義務教育課長 はい。よろしくお願ひします。

○ 松本委員 いじめや不登校に関しては議会の答弁にもありましたが、比嘉瑞己議員が関連する質問をいくつかされています。項目 7 「高校入試で不合格となった生徒について」、項目 20 「県立高校の中途退学者の推移について」、項目 25 「中学校卒業後に進学等をしていない者の推移について」とあります。要するに、関連した質問をされているのですよね。これについて、どのように回答されているか教えてください。

○ 県立学校教育課室長 比嘉瑞己議員が質問された 1 番のタイトルが「誰一人取り残さない社会の実現に向けて」ということで、質問がいくつか出されました。その中で、県立高校入試における最終的な不合格者数の推移はどうなっていますかという質問がありました。答弁としては、県立高等学校入学者選抜の第 2 次募集における不合格者の数は、平成 27 年度の 242 名から平成 31 年度は 101 名と減少しております、と回答しております。同じく「誰一人取り残さない社会の実現に向けて」という大きな質問の流れの中で、県立高校の中途退学者数の推移はどうなっているのかということですが、その答弁は、県立高等学校における中途退学者は、平成 25 年度は 1183 人から平成 29 年度 730 人と減少傾向にあります。平成 29 年度の割合については、全国が 1.3% に対し、本県が 1.6% と 0.3 ポイント高い状況になっております、と回答しました。

○ 義務教育課長 同じく比嘉瑞己議員の「中学校卒業後に進学等をしていない者の推移について」の質問で、答弁は、本県において、中学校卒業後に進学も就職もしていない者の人数と全生徒数に占める割合は、平成 25 年度は 541 名で 3.2%、平成 29 年度は 275 名で 1.7% となっており、266 名の減少 1.5 ポイントを改善しておりますと回答しております。それから、比嘉京子議員の「教育・福祉行政について」のなかで、高校入試で不合格となった生徒について質問があり、その答弁です。平成 31 年度県立高等学校入学者選抜における不合格者の数は、県全体で 101 名となっております。

生徒の卒業後の追跡調査は行っておりませんが、不合格となった生徒には進路指導を行い、次年度進学を希望する生徒については、進路に関する相談や情報提供等の個別支援を行っているところであります。また、必要に応じて就学・就労支援を行う関係機関の紹介等にも努めております。

- 松本委員 ありがとうございます。全体の答弁の調子としては、以前に比べると改善しているということで、ある程度質問者を納得させようとしたところはあると思います。ただ、こういう不合格者の問題、あるいは中途退学者の問題、それから高校に進学していない者の問題、これらは構造的な問題がいろいろとあるように思います。全員が高校を卒業すればいいのかというと、そういう問題ではないのでしょうかけど、ただ、いじめの問題にしても構造的な問題があつて、学校側の問題か、社会の問題か、あるいは家庭の問題か。大きくは2つに分かれると思いますが、学校側の問題であれば、我々はいろいろ努力をすべきであろうと思います。やはり100年くらい続く教育のあり方を考えるとき、皆で一緒に手を繋いでゴールしましょうという考え方方が今社会に合わなくなってきたているのだろうと思う。だからそこら辺を変えていかないといけない、という動きもあるようです。県教育庁の中でも、そういう問題の取り上げをされているのかというのを知りたいと思います。
- 教育長 生徒それぞれ状況が違いますよね。そういう中で、今まで一齊でしていたのが、なんと言いますかね。
- 松本委員 教育の個別化というか、共同化とかプロジェクト化とか、そういう事を今文科省も言い始めている。そのような方向の中で、県教育庁ではそれをどう取り扱っているのかということです。これは学校側の問題としての話です。それ以外も要因はたくさんあるとは思いますが。
- 教育長 高校及び小中学校における個別化の対応状況はどうなっているのかということですね。
- 松本委員 そうです。
- 教育長 例えば不登校の話もそうですが、不合格の話はちょっとずれますよね。これは在校生の話になりますね。
- 県立学校教育課室長 先ほどの不登校と重なる部分があると思うのですが、誰一人取り残さないということで比嘉瑞己議員はご質問されているので、その背景に松本委員のおっしゃったように家庭の問題や社会の問題、特に貧困とのつながりということも暗に含んでいるということで、学校としてはどういうサポートができているの？何があるの？というご質問だと思います。不登校については先ほど義務教育課から答弁があったのですが、高等学校の中でも家庭支援ということで、子どもが学校に来る分には、学校でスクールカウンセラーや教育相談の担当の先生が対応できるのですが、学校に足を運ばない子に対してはどうするかというと、今、県立学校教育課では、教育

相談、就学支援相談員・支援員という事業があり、これはアウトリーチなのです。実際にお家に行って直接関わりを持ちながらサポートしていくという取組みを進めている。そのような形で一つ一つ前の課題解決をして、振り返りをしながらやっていくということで取組みを進めています。もし再質問があれば、答える準備はしていました。

○ 松本委員 要するに、社会・家庭の問題か、学校の問題か、2通りあると思う。今、子どもの貧困にすごいフォーカスが当てられすぎている気がする。それで結局社会の問題にすり替えようとしているような気がするのです。だけどそればかりではないだろうと。貧困は行政が扱う部分なので、それも扱わなければならない。ですが、学校そのもののるべき姿といいますか、どうすればいじめがなくなるのか、どうすれば不登校がなくなるのか、要するに行きたい学校になるという事が一番重要だと思うのです。行きたい学校でないのはなぜかということの分析が的外れのような部分がある気がする。そのようにいろいろ指摘して動いている方々が沢山います。そういう人達に対するこちらの取組みというか取り上げ方がどうなっているかということが非常に気になります。社会のせいだけではないことがたくさんあるでしょう。教育庁ですから、両方を扱わないといけないということです。

○ 教育長 これについては答えにくいとは思いますが、不登校や中途退学の要因はいろいろあるという答弁で終わっています。例えば学校になじめない、その理由は友達の関係もあるでしょうし、学びがうまくいかないということもある。その辺は本人が頑張る部分も当然あるでしょうし、授業力というのもあると思います。その両面からいろいろアクセスしないといけないと思う。あとキャリア教育の観点ですが、本人が頑張っていくには、何を目指して、どういうことを求める等の将来像を意識しながら、日々頑張る姿勢を維持していくものが大事だろうということで、今、小学校から高校まで通した形のキャリアパスポートをつくろうとしている。自分の将来像を意識しながら、また自分を見直して、またやっていこうという取組みを明確化していくべきではないかということを試行錯誤でやっているところです。これは各県においても始めているところで、沖縄県も学校によっては始めているところもあるが、全県的にやろうかとしている。日々、流されるような生活ではなくて、長期スパンで考えて意識を持ってがんばるという視点が大事ではないかということで、その目標のために、学校は何をサポートするか、進路のためにどういう情報があるよということをサポートしていくことが大事だろうと考えています。あとは、それが維持できないような、よそからの悪い情報に引っ張られてしまうことに対しては生徒指導的な側面になるでしょうし、いろんな要因を集約しないと対応できないところがあります。あと、不登校に関しては、議会でも紹介させていただいたのは、子供だけの原因ではなくて、親に原因があるということ。例えば親が病気がちだが医療がきちんと受けられていない。生活保護に該当すべき親だったが、そこがちゃんと詰められていない。そのような保護者をしかるべき支援に繋いでいくと、登校できるようになったという事例もありますので、そのような支援も大事だという例。あと、授業はやはりわかる授業をしな

いといけないでしょう。

- 玉城委員 やはり学校現場は本当にたくさんのこと抱えていて、不登校対策のためいろいろやつていて、その中でもわかる授業作り、魅力のある学校作りにも力を入れています。そういう中でなかなかうまくいかない大きな要因の一つに、家庭での幼児教育段階からの親の関わり方があり、今後非常に大事にしないといけない。私が小学校について感じたことは、小学1年生ですでにすごい格差を持って入学してくる。その子達が6年生になり格差が埋め合わせできているかというとほとんどできずに格差はますます開いていく状況があります。やはり6歳までの幼児教育の中で、親と子の関わりなど社会全体で幼児教育に力を入れていくことが非常に重要になるのではないかと思います。人生の方向性を持つ大事な時期です。その件について関わりますが、本県が幼児教育センターの体制整備に向けて取り組むということが答弁にありました。これは非常に幼児教育の内容も充実しますし、また保育・幼稚園に関わる教職員の資質向上にも繋がるだろうと大変期待しております。それを含めまして幼児教育センターがいつ、どこに出来るのか。そして、幼児教育アドバイザーの養成はどうなるのか、教えていただきたい。決して社会だけの問題、学校だけの問題、親だけの問題ではなくて、誰々のせいにするのではなくて、子供を小さい頃から全体で育んでいくという立場から考えていくことが重要なだなと思いますので、幼児教育センターについて教えていただけたらと思います。
- 義務教育課長 はい。今回の議会では文部科学省が幼児教育の質の向上を図るということで、認定こども園を進めている中で幼児教育センターの設置、幼児教育推進体制を構築している都道府県に対して、研修の支援や幼小接続に向けて必要な費用を補助する事業を実施しておりますので、それを受けた子ども生活福祉部子育て支援課では、今年度プロジェクトチームを設置して検討を行うこととしています。
- 玉城委員 ぜひ早めにお願いします。センターができると大きな課題になっているものが、年度がたつにつれて良い方向にいくのではないかと期待しています。
- 教育長 センターの設置がどこにいつというのはまだですか。
- 義務教育課長 まだです。それをプロジェクトチームで検討することになります。
- 教育長 ただ、幼児教育に関わる幼稚園・こども園の先生方の質の向上という意味では急がないといけないことです。
- 上原委員 幼児教育と関連して、項目26「公立幼稚園を法人への移行する理由等々」を島袋議員が質問していますが、公立幼稚園の持つ重要性もあると思いますが、場合によっては法人へ移行しているという状況も出てきています。この辺の状況についてどのように答弁したか教えていただきたい。
- 義務教育課長 児童福祉・教育行政について、島袋議員から公立幼稚園の法人化につ

いての質問がございました。公立幼稚園が公私連携認定こども園に移行することによって、完全給食や土曜日開園等の保護者のニーズに対応できることや0歳から5歳児までの一貫した教育・保育が可能となると答えております。公立幼稚園から認定こども園に移行する場合の課題としては、新たに0歳から2歳児までを受け入れるための保育室の確保等があげられますということで答弁をしております。

- 上原委員 これまで沖縄型幼児教育として、小学校に併設するなど関係して就学前の教育は展開されてきたと思いますが、やはり公立から法人に移りますと、このような小学校との連携、円滑な接続の部分でまた課題がでてこないかと思う。ですから公立幼稚園の良さ、機能を十分活かすことも極めて大事ではないかなと今の話を聞いても思いますが、この辺はどうでしょうか。
- 義務教育課長 やはりあの研修等で教育委員会と福祉部門と連携をとりながら質の向上を図っているところです。認定こども園に移行しても公立の良さを活かしながら、法人が持つ経験も取り入れながら保育サービスにつなげていきたい。認定こども園だと主に保護者のニーズにある午後の預かりも18時19時まではやってもらえるということもありますので、その辺りも含めて、公立幼稚園の良さも含めて勉強していきます。
- 上原委員 今回は質問がなかったですが、そうなると保育士などの職員の身分や勤務時間も関連して考えられていくと思います。陳情にもでていると思いますが、その辺はどのようにお答えしていますか。
- 義務教育課長 認定こども園に移行したところの職員の身分についてもいろいろと調べてみました。待遇については、主に行政職で採用しているところが多いです。教育職は、幼稚園の教諭から認定こども園の職員になった場合は保育教諭ということになりますが、その場合には教職調整額をつけて、待遇について不利益にならないよう対応をしている市町村もあります。
- 上原委員 市町村によって違うのですか。
- 義務教育課長 はい。やはり幼稚園の教諭で採用された方は教職調整額をつける。ただ市町村は行政職の給与表がそれぞれあって、それに対して、教職調整額を何%か教員と同じようにつけて、保育教諭に移行していると伺っています。ただ、保育士の不足などが課題としてあって、市町村も苦慮していると聞いております。
- 上原委員 非常に大事な幼児教育ですし、将来の学びの基礎をつくる重要な場所だと思いますので、課長が話したように教育委員会だけの事業では到底できないと思いますので、知事部局としっかりと協力して、やはり子供の最善の利益とは何かという観点を考えながら、さらに推進していただけたらありがたいなと思います。
- 照屋委員 関連して、幼児教育と高等教育の無償化について、上原議員が質問されて

います。10月から幼児教育が無償化されるということで、保育園、認定こども園、幼稚園などでは、無償化に向けて保護者説明会を開きたいということですが、市町村によって対応がまちまちだそうです。たらいまわしにされたり、全然情報がまわってこなかつたりということが起こって現場が困っているようです。その件について県として把握しているのかという点と、どのように市町村に指導助言をしているのかという点を教えていただきたい。

- 義務教育課長 上原議員のほうからも手続きがどうなっているのかという質問がございました。無償化につきましては、県教育委員会から、国が作成した住民向け説明資料等を各市町村へ配布して、周知依頼を行ったところでございます。市町村においては、周知に取り組んでいるということで認識しておりますが、まだまだ不十分なところがあるということであれば、また県の方も協力して措置していきたいと考えております。
- 照屋委員 無償化は10月ですので、夏には保護者説明会をしないと、現場は全然追いついていかないです。そのため県のほうから各市町村に状況把握してくれと依頼してもらいたい。
- 義務教育課長 おそらくいろいろな課題がでてきて、市町村の方も四苦八苦しているのではないかと思われる。受け皿の確保などの課題もありますので、その辺りの対応も一緒になってやっていきたい。
- 教育長 無償化にはなるのですが、無償化だけが先行していますから、保育室が足りるのか、先生は確保できるのか、3歳児が新たに入ってきたらその分が足りないなどの課題がある。先ほどの公立幼稚園の話で、沖縄は学校に併設した幼稚園があって、そこが中核的機能を担って、私立や保育園を束ねて小学校に繋ぐという沖縄型幼児教育の話がありました。やはり親のニーズを踏まえて認定こども園に移行していくという流れがある中で、これまでの小学校の校長が幼稚園の園長を兼ねているという状況が変わっていくという中で、うまい連携が継続できるのかという点は、引き続きそのあり方については、協議会という形でやるかどうかも含めて考えているところですね。先ほどのセンターについては、教育の質の話ですので、連携の話は別です。センターにその議論をさせるかどうかはわかりませんが、それは各地域の小学校と幼児教育の連携の話になりますので別です。
- 玉城委員 センターでは幼児教育の調査研究なども行われると思いますが、質の向上の研修なども行われると思いますので、連携等についてはやっていくのですよね。
- 義務教育課長 そうですね。センターが設置された場合には、質の向上を図るために指導計画などをつくって、それをもとにアドバイザーが市町村のコーディネーターがいるところにいって、指導計画を進める。そのような体制がとれると思います。
- 玉城委員 アドバイザーが小学校と幼稚園、認定こども園をうまく繋ぐコーディネー

ター的な役割もすると捉えてよろしいですか。

- 義務教育課長 それも含めて、アドバイザーの役割については、まだしっかりと捉えてはいませんが、市町村に配置されているコーディネーターがいますので、その方たちに対して、幼児教育センターができた場合に、アドバイザーが指導助言をしていく形になると考えられます。いま現在は、県から市町村にアドバイザーを配置する事業を、連携体制をとって推進しているところあります。
- 上原委員 さきほど教育長から校長は園長も兼任しているという話がでましたが、今は2年保育、3年保育も認定こども園ができて進んでいくと思います。やはり9年間の教育としてみるか、あるいは8年間の教育としてみて校長は経営していくのか、それは随分違ってくると思います。沖縄型の経営上の面からの良さを存分に活かした公立の仕組みを考えていくことが極めて重要かなと思います。やはり接続というのは、一番重要なところになってきていると思いますので、センターでも検討できたらありがたいかなと思います。
- 義務教育課長 それも含めて幼児教育センターが設置された場合には、そのような形の推進体制ができるいくと考えています。今、幼小接続を重点においていますので、幼稚園ではアプローチカリキュラムを作つて、小学校ではまた同じようにするのではなく、幼稚園で習ったことを基礎にしていただく。そのようなことを研修会でも周知していきたいです。
- 山里委員 項目24「消費者教育・巣立ち教育」についての質問があります。これに関連して、これまで学校教育だけを受けて社会に出るのだけど、消費者としての生活がほとんどで、これは学校で習っていない。そのため、不利益を受けたり、あるいは経済的な犯罪に巻き込まれたりするケースが多くあった。そういう不利益を受けないように子供たちの巣立ちをさせている、またはそれを含んだ消費者教育が大事だと思っているので、評価しています。私が知事部局にいたときも小中校生向けの社会教育というのがありました。選挙管理委員会では、社会性教育といって、何のために投票するのか、議会とは何であるのか、予算がどう使われているのかといった将来主権者になる投票権を持つようになる子供たちに、2日3日をかけてシミュレーションをするような研修がありました。これ以外にも他の部局でも似たような研修があると思います。これは提案なのですが、子供たちが学校を卒業して社会に出て行った時にそこで役立つような実務的実利的な教育をカリキュラムの中に計画的に入れてくれるといい。もしかしたら、他の部局や社会団体等が同じような事をしていて、その情報もすでに把握して協調して実施しているかもしれません、そのようなところと連携して子供たちが理解できるような消費者教育・巣立ち教育ができればありがたいと考えますが、如何でしょうか。
- 県立学校教育課室長 いま山里委員がおっしゃった事は、これまでずっとと言われてきていたことです。今回亀濱議員から質問があった大きなきっかけというのが、民法の

成年年齢が下げられること。引き下げに伴って若年者への実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題ですということで、そのために若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムというのを、国をあげて進めているという流れだったのかなと思っています。そこで、小さい頃からどうやって消費者教育をやっているのかということで、実は沖縄県でも、例えば家庭科の中で身近な消費生活と生活、ものや金銭の使い方と買い物、環境に配慮した生活の工夫という単元で学習しています。中学校でも身近な消費生活と環境ということで、家庭生活と消費、家庭生活と環境という単元で学習しています。高等学校でも家庭総合、生活における経済の計画と消費ということで、生活におけるもっとコアなより具体的な内容になっています。そのため、今回の亀濱議員の質問に対してはこう答えました。民法改正による成年年齢引き下げに伴い、消費者教育はこれまで以上に重要になっております。中学校では、技術・家庭科の授業において、消費者の権利と責任等の内容を扱っております。高等学校では、主に家庭科、公民科の授業を通して、契約の仕組みや消費者契約法、ローンやクレジットを巡る問題とその対処法などを学んでおります。また、昨年度からは消費者庁が高校生向けに作成した「社会への扉」を副教材として活用した授業も行っております。県教育委員会としましては、今後とも、消費者庁など関係機関と連携し、消費者教育を推進してまいります。と答弁をしています。また、県教育委員会としては、子ども生活福祉部の消費・暮らし安全課と消費生活センター、沖縄弁護士会と連携をとりながら、講師をお呼びして、学校で講演をしていただいたり研修をしたり、職員にむけても経年者研修でそういうテーマで取り上げていまして、今、山里委員がご心配されたことに対する対応を図っているところであります。

○ 山里委員 わかりました。

○ 玉城委員 今とても話題になっている教職員の勤務実態と働き方改革についてですが、実効性のある取組みとして、沖縄県は沖縄県教職員働き方改革推進プランということで、学校の業務改善に向けて様々な取組みをしているところです。その中で実効性のある取組みをするには何が大切か考えたときに、やはり最終的には教職員の意識改革と保護者の理解がもっとも重要ではないかと考えています。そこで教職員の意識改革に向けて、学校のチーム力が非常に重要であり、学校の運営体制の改善が必要だということで、本県もそれに向けて取り組んでいると思われます。本県における学校の運営体制の改善をどのようにされているのか具体的な取組みや現状を教えていただきたい。もう一つは保護者の理解です。リーフレットやホームページ等でいろいろと保護者の理解を得るためにやっていますが、PTA の組織・団体として、学校と一緒にになってお互いに連携を図りながら、どのように家庭への理解を図っているか。特に家庭の役割を明確して、保護者に家庭で行うべき事を周知徹底させない限り、学校はいろいろなことを抱え込んでいる状況なので、そのことについて、PTA の組織として、どのような取り組みが行われているのか非常に気になるところです。その辺を把握していましたら、現状を教えていただきたい。

○ 学校人事課長 花城大輔議員から教育の質的な改善を図る上でも、教職員の負担軽減

を図る必要があるということで、勤務実態と働き方改革において、どのように進めていけるかという趣旨の質問がございました。働き方改革推進プランにつきましては、今、玉城委員がおっしゃったことを答弁して、具体的にどのような取り組みをしているのか聞かれた場合に準備していましたが、学校の閉庁日及びリフレッシュウィークの設定です。閉庁日は8月の第2週の水木金を、強制的にとはいひませんが、できる限り休みましょうとしている。それからリフレッシュウィークとしては8月の第2週にできるだけ夏季休暇をとるようにと呼びかけをしているところです。それから行事の精選、見直し、不要なものは減らす、部活動の休養日、それから先日新聞にも取り上げられていました留守番機能付き電話を活用する形で進めています。それから玉城委員がおっしゃっていましたが、これらの取組みを学校だけで進めていくわけにはいきませんので、簡易版のリーフレットをつくりまして、公立学校の全教職員、それから保護者や一部地域の自治会等にも、教職員の働き方改革の取組みをこのようにやっているのでご理解とご協力を願いたいという趣旨の配布を行ったところであります。

- 玉城委員 行政側からの業務改善については、いろいろとあの手この手で学校現場に呼びかけているわけですが、やはり実効性のある取組みを行うのは学校にいる教職員です。私が今回視察した土佐山学舎の教育計画を見たときに、その学校の学校運営体制の年間計画を立てられていて、業務が改善できるように自助努力を学校独自でやっている。そういうことが教育計画の中にしっかりと書かれているのを見て、非常に感銘を受けました。やはり行政からいわれてやるのではなく、学校の教職員の意識を改革するためにも、校長のビジョンや組織マネジメントが非常に大事だと教育計画をみて感じました。その際、他県の話を伺ってみると、組織マネジメントの研修会を学校現場で行ったり、モデル校を設置したりという話もありました。やはり教職員が独自で何ができるかという方向にシフトしていかないといけない。何かやってくれるだろうではなく、こちらから自ら何ができるか優先順位をつけて年間計画を立ててやっていくということ。学校現場にこういう事例等も提供していただきたいと思いました。
- 学校人事課長 年度初めに各校長と面談する機会がありましたが、やはり各学校とも何ができるかという方向のなかで、生徒に対して何がしてあげられるかというのが1番先頭にきていて、自らの負担を減らすというのが2の次になっているのが非常に感じられる部分でした。これらの熱意は非常に大切な事ですが、働き方改革自体が業務を精選して、真に向き合う本当に必要な仕事だけをやっていこうという、そのためのものということがありますので、やはり意識改革が必要だということ。この辺りは、各校長のリーダーシップということになっておりますが、玉城委員がおっしゃるよう各教員それぞれが自分の業務の中を見直して進めていくことが必要で、これにつきましては今後の課題ということで進めていきます。
- 教育長 先ほどのプランのリーフレットを配っているというのは、保護者向けに理解を進めていただくという趣旨。留守番電話の話もありましたが、やはり学校は何時まで対応して、それ以降はいませんとする。部活動も一定の時間を設けて、これまでの

長い時間拘束するのではなくて、ある程度圧縮することについても理解をいただきたいという趣旨もあるが、どこまで感じていただけるかということもあります。例えばコンビニの前で高校生がたむろしていると学校に電話があるという話もよくあります。在校生を指導するのは学校の責任だというが、それは学校なのか、地域なのか、この辺の役割分担についても整理しないといけないのかなと感じる。生徒が学校から帰った後に事故を起こしても、学校として責任を感じるような対応をしています。学校として生徒のすべてを抱えるというこれまでの伝統的なところもありますが、その辺をどうするか。学校が担うべきもの、社会が担うべきもの、地域が担うべきもの、その辺りの区別を整理しないといけない。この話は文部科学省でも働き方改革の中で触っています。学校がすべて手を広げて受け入れるのは難しいところではあります。

- 玉城委員 家庭で行うべきしつけ等も小学校の場合はそれを生徒指導、生活指導として抱え込んでいる。今、朝ご飯を学校でという取組みも始まったりしていますが、その辺も含めて家庭が担うべきものは何なのかということを、PTA の組織・団体で周知徹底できるような方向に持っていくかないと、学校と行政、または地域だけではうまく進んでいかないのかなと思います。
- 教育長 家庭でちゃんとできない要因には貧困問題も絡んできて、それが要因だから福祉でやるべきじゃないかという議論になっているところもあります。いずれにしろ行政が関わるということがでてきてている状況ではあります。学校の先生がいろいろなことに手を突っ込んで、ますます疲弊していくことがあるし、かといって暗に期待されている部分もあると思う。その辺をうまく理解をいただきながら本来の担うべきものに注力できる環境にしていくことが大事。人が増えればいいのではということがよく言われますが、人が増えれば担当する業務も増え、新たな業務がでてくると思うので、簡単に言ってはいけない事ではあるので、よく整理しながら議論していきたい。
- 玉城委員 PTAとの連携は是非図っていただきたいです。
- 照屋委員 先ほども言っていましたが、生活保護につながらない家庭もあります。保護者の方があまり文章も読めなくて、本当に支援が必要で、特別支援学校でも学級担任が保護者と一緒に役所に出向いて、申請を手伝ったという事例もあります。家庭だけの責任でやって下さいといつてもなかなか難しい家庭もあります。教育長もおっしゃったように福祉に繋ぐこともある。それを一番把握しているのが学校であり、学校がプラットフォームになっているのではないかと思います。
- 教育長 学校で気づいて、福祉に繋ぐ。ずっと関わるとおそらく大変なので、支援員やスクールソーシャルワーカーに繋いでいく。その連携がうまくいけばいいのですが、体制の問題もあると思います。
- 玉城委員 難しいですね。

- 照屋委員 項目9「県教育委員会における障害者採用計画について」ですが、答弁では令和2年12月31日までに124人を採用するという計画がありますが、実際にどういった職種があるのか分析されているのかを教えていただきたい。事例として、特別支援学校を卒業した軽度知的の生徒は、国の出先機関の事務所で事務補助として働いていたり、銀行の事務補助として働いている事例もあります。今、特別支援学校では技能検定に向けて、喫茶サービスや清掃などをやっています。学校では用務員が今まで本務だったのが今は臨任に変わってきてているのでしょうか、それでなかなか見つからなくて卒業生にあたろうかという学校もありました。ですから、そういうところでの採用もマニュアルなどがあれば働ける卒業生もいると思うので、その辺りも含めてどのように考えているか教えていただきたいです。
- 総務課長 障害者雇用は教育庁全体で行っていますので、計画としては124名、今年は10名ということで、かなり多くの人数を採用しないといけない。学校現場においては正職員がなかなか難しいところもあるところで、まず非常勤職員を確保しなければいけないということで、これに伴って予算もでてきますので、今年はいろいろ他県の事例もみながらやっているところです。おっしゃるように知的障害者や精神障害者を対象としたチャレンジ雇用の導入も併せて検討しているところで、まだこれから知事部も一緒に詰めていこうかなと考えています。
- 照屋委員 是非前向きに検討をお願いしたいと思います。
- 教育長 たくさん課題があって、いろいろな質問がありますが、いただいた意見を参考に引き続き取り組んで行きたいと思います。

#### (6) その他

特になし

#### (7) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。

